

2020年8月20日

株式会社STIフードホールディングス

代表取締役社長 十見 裕

問合せ先： 取締役執行役員管理本部長 小川 隆

TEL03-3479-6956

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、経営の透明性・効率性を高めるとともに、経営環境の変化に柔軟に対応し、適切かつ迅速な意思決定を行うことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

##### 【補充原則1-2④】株主総会における議決権行使

当社は、電子的な議決権行使の採用、株主総会招集通知の英訳については現状行っておりません。今後は、機関投資家や海外投資家の比率の推移、要望等の状況を勘案しながら実施を検討してまいります。

##### 【補充原則3-1②】英文での情報開示

現時点において海外投資家はおりませんので、英語での情報開示等はしておりません。ただし、今後の株主の状況等を勘案して検討してまいります。

##### 【補充原則4-1②】取締役会の役割・責務(1) 中期経営計画

中期経営計画につきましては、その策定根拠、内容及び進捗状況を取締役会において確認、共有しておりますが、具体的な内容については、当社を取り巻く事業環境の変化に臨機応変に対応し、機動的な計画変更が必要となることから、現時点では公表を予定しておりません。

上場後は、事業環境の変化等を踏まえながら、中期経営計画の開示について検討してまいります。

##### 【原則4-1-3】取締役会の役割・責務(2) 後継者計画

当社は、現時点で代表取締役の後継者に関する具体的な計画を策定しておりませんが、後継者の育成計画が重要であると認識しており、指名報酬諮問委員会において審議してまいります。

## 【補充原則 4-2-1】

取締役の報酬については、当社グループは安全安心なものづくりを中長期的かつ安定的に継続する食品メーカーであることから、短期的な業績結果によって報酬を毎年上げ下げするのではなく、各役位や職責に応じて一定の報酬基準とすることを基礎としつつ、長年の積み重ねを考慮すべきであり、現状は固定報酬を採用しております。

今後、業績連動や自社株報酬等、健全なインセンティブプランの導入については、今後の課題として指名報酬諮問委員会等を通じて審議してまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

## 【原則 1-4】政策保有株式

当社は、当社の事業戦略上の必要性、取引・協業関係の維持・強化を保有の目的として、当社の企業価値の向上に資するものを政策保有株式と定義し、それ以外は保有しない方針です。現在、取引関係の維持・強化を目的として1社の上場会社株式を保有しておりますが、継続保有の適否については、取締役会において定期的に検証してまいります。

## 【原則 1-7】関連当事者間の取引

当社は、取締役・監査役や主要株主などとの取引を行う場合において、かかる関連当事者取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行う方針であります。

当社グループでは、関係会社も含めた全役員に関連当事者取引等の有無に関する申告を義務付けております。

なお、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、関連当事者取引管理規程に基づき取締役会において取引条件の妥当性、当該取引の合理性（事業上の必要性）等を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得ることとしております。

また、毎事業年度末時点で取引が継続している関連当事者取引についても、その取引の合理性（事業上の必要性）と取引の妥当性を新たな四半期会計期間開始後最初に開催する取締役会において報告し、出席した社外取締役および監査役に対し、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性について意見を求めることとしており、新規、継続取引ともに取引の適正性を確保する体制を築いております。

## 【原則 2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は基金型の確定給付企業年金である日本冷凍食品企業年金基金に加入しております。その資産運用は、当該基金より信託業務を営む金融機関と信託契約を締結し、または生命保険会社を相手方とする生命保険の契約を締結することにより行われ、その運用状況は、当該基金の理事会及び代議員会により、定期的にモニタリングされております。

また、当社は管理本部人事部が主管窓口となり、当該基金の各年度の業務概況、資産運用状況、予算・決算・財政検証結果の報告を受け、運用状況の確認、モニタリングを行っております。

**【原則 3-1】 情報開示の充実**

(i) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は、当社の経営理念及び経営戦略等を当社ウェブサイトに掲載しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書 I.「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役の報酬については、業績への貢献度等について、取締役会の諮問機関として設置した任意の指名報酬諮問委員会（独立社外取締役 2 名及び代表取締役 1 名で構成）にて審議・答申し、取締役会で決定します。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役会の選解任については、経営者としての人格に加え、経験、実績、専門性等を総合的に判断し、指名報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会が決定します。

(v) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補の個々の選任理由については、「株主総会招集通知」において略歴及び選任理由を記載しております。

**【補充原則 4-1①】 取締役会の役割・責務（1）**

当社の取締役会は、法令、定款に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規程」及び「職務権限規程」に定め審議・決議を行っております。これらの取締役会決議事項を除く業務執行は、迅速かつ機動的、効率的な経営展開を図る観点から規程に基づき業務執行者へ委任しております。

**【原則 4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質**

当社は、独立取締役の選任においては、会社法に定める社外監査役の要件及び東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、専門的な知見に基づき客観的かつ適切な経営監視機能が期待でき、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方としており、選任理由を株主総会参考書類、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等で開示しております。

**【補充原則 4-11①】 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件**

当社の取締役会は、業務執行取締役 4 名、独立社外取締役 2 名の計 6 名、監査役会は、独立社外監査

役2名、社内監査役1名の計3名で構成されております。

当社は、事業持株会社として現在国内5社、海外2社の子会社を統括する立場にあり、業務執行取締役は、グループ全体の事業を効率的・効果的に推進し、企業価値を最大化する社長及び副社長の2名、並びにグループ全体のリスク管理、経営管理を統括し、企業価値を最適化する管理本部、財務本部をそれぞれ所管する取締役2名の計4名で構成しております。当該構成は相互に牽制を効かせつつ迅速な意思決定により経営の実効性を確保する構成となっております。社外取締役に関しては、現状においては食品製造販売事業の単一セグメントにて運営している当社の企業運営が単眼的にならないよう、様々な角度から意見、提言をいただけるに足る経験、知見を有する方を選任することを念頭に2名の独立社外取締役を選任しております。このように取締役候補の指名にあたっては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献し得る資質を備え、当社の経営を適切に遂行する能力、あるいは豊富な知識・経験を活かして当社の経営を適切に監督する能力を有する者であることを指名の基準としております。また、その選任については、当該基準に照らし、事業領域、事業規模を踏まえた上で、取締役会が指名報酬諮問委員会へ諮問し、その答申を受け十分に選解任の検討を行い決定しております。なお、現在、女性や外国人の取締役は選任しておりませんが、今後の事業進捗に応じて多様な取締役を選任できるよう努めてまいります。

監査役候補者の選任にあたっては、経営の健全性確保に貢献し得る能力を有する者であることを指名の基準としております。今後の取締役の選任については、その基準に照らし、事業領域、事業規模を踏まえた上で、取締役会が指名報酬諮問委員会へ諮問し、その答申を受け十分に選解任の検討を行い決定してまいります。

#### 【補充原則4-11②】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社の取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間と労力を確保できる者を候補者として選任しております。また、取締役・監査役の兼任は合理的な範囲にとどめるよう努めており、その兼任状況は事業報告、有価証券報告書に記載して開示してまいります。

#### 【補充原則4-11③】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社は、取締役会で業務執行に関する重要事項の審議・決議を行っておりますが、取締役会全体の実効性の分析・評価についても、取締役会の機能を向上させる観点から、客観性のある評価手法を今後検討してまいります。

#### 【補充原則4-14②】取締役・監査役のトレーニング

当社の取締役は、その役割について理解を深め責務を果たすため、必要な知識の習得や更新等の研鑽に努めることとし、当社はそのためのトレーニングの機会の提供・斡旋や費用の支援を行うこととしております。

#### 【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主との対話を積極的に行っていく方針であります。株主、投資家との対話の機会として、株主総会をはじめ、決算説明会を随時開催するほか、当社ウェブサイトにおいて開示資料を充実させ、当社の事業に対する理解の促進に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社十見	1,980,000	39.60
株式会社極洋	1,500,000	30.00
十見裕	920,000	18.40
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	500,000	10.00
株式会社キャメル珈琲	100,000	2.00

支配株主（親会社を除く）名	十見 裕
---------------	------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

当社の代表取締役である十見裕は、同氏の資産管理会社である株式会社十見が保有する株式数も含め、当社の議決権の 58.0%を所有しており、支配株主に該当しております。なお、大株主の状況は、2020年7月末時点のものです。

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京証券取引所 市場第二部
決算期	12月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引は、原則として行わない方針ですが、当社と支配株主が取引を行う場合は、少数株主保護の観点から、取締役会において当該取引の合理性及び必要性並びに取引条件の妥当性について十分検討する予定です。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	I	j	k	
相原信雄	他の会社の出身者												
上平光一	公認会計士・税理士												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相原信雄	○	当社と同氏との間には、 <b>人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。</b>	上場会社での代表取締役としての経験から経営に関する豊富な知見を有しており、当社取締役会機能の強化及び、経営の監視体制の確立に寄与していると判断し、選任しております。また、東京証券取引所の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしているため、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
上平光一	○	当社と同氏との間には、 <b>人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。</b>	公認会計士・税理士として財務、会計に関する高い専門性と豊富な知見を有しており、当社取締役会機能の強化及び、経営の監視体制の確立に寄与していると判断し、選任しております。また、東京証券取引所の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしているため、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指

			定しております。
--	--	--	----------

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	—	1	2	—	—	社内取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	—	1	2	—	—	社内取締役

補足説明

指名報酬諮問委員会は、取締役の選任並びに報酬に係る取締役会機能の独立性・客観性・透明性の確保と説明責任の強化を目的として設置しております。
---

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名以内
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>内部監査室と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っており、監査計画及び監査結果等について共有し、業務改善に向けた協議を行うなど、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。</p> <p>内部監査室、監査役及び会計監査人は、四半期に1回面談を実施することにより、監査実施内容や評価結果等固有の問題点の情報共有、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。</p>
--



社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
河野淳二	他の会社の出身者													
渡邊定義	税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河野淳二	○	当社と同氏との間には、 <b>人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。</b>	上場会社の管理部門における豊富な知見を有し、また、他社の常勤監査役を務めた経験を有しており、業務の適正性・健全性を確保する視点から監査を実施する役割を十分に果たし

			得るものと判断し、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」を満たしているため、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
渡邊定義	○	当社と同氏との間には、 <b>人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。</b>	税理士として高い専門性と豊富な知見を有しており、業務の適正性・健全性を確保する視点から監査を実施する役割を十分に果たし得るものと判断し、選任しております。同氏は、当社業務と関わりがなく、また、役員報酬以外に当社より報酬が支払われていないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者と判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
--------------------------------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

企業価値向上の向上を図り、業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的としたインセンティブプランとしてストックオプション制度を導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役, 従業員, 子会社の取締役, 子会社の従業員
-----------------	------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの取締役及び従業員を対象としております。

【取締役報酬関係】

開示状況	一部のものを個別開示
------	------------

該当項目に関する補足説明

会社法、金融商品取引法、企業内容の開示に関する内閣府令等、関係法令の定めに従って開示を行います。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬の額は、株主総会による取締役の報酬限度額の範囲内で、経済情勢、当社を取り巻く環境、各取締役の職務の内容を参考にし、取締役会の承認を得て代表取締役社長の一任にて決定を行っております。

なお、当社は、2020年3月17日の取締役会で任意の諮問機関として指名報酬諮問委員会を設置しており、以後は、役員の報酬につき、同委員会で役員の職責や会社業績等を踏まえて審議した後、取締役会で決議することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対し、取締役会事務局である総務部が、取締役会の開催日に十分に先立って、議題及び報告事項に関する資料を送付しています。また、特に重要な事項につきましては、必要に応じて代表取締役社長、担当取締役より事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

企業統治の体制の概要

当社は、会社法に基づき取締役会及び監査役会を設置しており、現行の経営体制は、取締役6名、監査役3名であります。当社の取締役は10名以内とすること及び任期は1年とすることを定款で定めております。

また、取締役のうち社外取締役は2名、監査役のうち社外監査役は2名であり、独立した視点から経営監視を行っております。

(a) 取締役及び取締役会

取締役会は取締役6名(うち社外取締役2名)で構成されており、月に1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。監査役の出席の下、取締役の職務執行状況の

監督を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行についての意思決定を行っております。なお、取締役会は、代表取締役社長の十見裕を議長としております。

(b) 監査役会

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、毎月1回定時監査役会を開催し、事業環境の状況把握及び意思決定のプロセスについて監視しております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、経営の妥当性、効率性及び公正性等に関する助言や提言を行うとともに、取締役会の意思決定の過程及び業務執行状況について監査しております。

(c) 経営会議・グループ経営会議

当社では、当社及び当社グループの経営に関する重要な事項を審議する場として、経営会議並びにグループ経営会議を原則としてそれぞれ月1回開催しております。当社常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び主要な管理職が出席する経営会議では、当社の業況並びに当社の取締役会付議に関する事項等が審議されております。当社経営会議メンバー及び子会社責任者が出席するグループ経営会議では、当社グループの業況並びに当社及び当社子会社の取締役会付議に関する事項等が審議されております。

(d) 指名報酬諮問委員会

当社は取締役会の任意の諮問機関として指名報酬諮問委員会を設置しております。当社の指名報酬諮問委員会は、代表取締役社長が議長を務め、当該議長及び社外取締役2名の3名で構成されております。指名報酬諮問委員会は、取締役及び執行役員の選任・解任議案の検討及び報酬基準等の決定を行い、取締役会に意見として提案を行う仕組みを担っております。

(e) 会計監査人

当社は、仰星監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

(f) 内部監査室

内部監査室（人員1名）は、コーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の構築・維持に関する代表取締役社長直轄の責任部署であり、内部監査担当部署として、「内部監査規程」に基づき、グループ会社を含む各部署の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、代表取締役社長に報告しております。また、内部監査結果及び是正状況については、監査役に報告し、意見交換を行っております。

(g) リスク管理・コンプライアンス委員会

当社グループでは、リスク管理及びコンプライアンスを一体として強力かつ円滑に推進し、もって当社グループの企業価値の安定的な拡大を確保することを目的に、「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、リスク管理及びコンプライアンスの主管部署を総務部とし、また、社長の下にリスク管理・コンプライアンス委員会（以下「当該委員会」という）を設置してリスク管理を推進することとしております。当該委員会は、当社常勤取締役及び子会社の社長により構成されており、当社グループ運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場として位置づけ、原則年4回開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であります。「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載の通り、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

取締役会では毎回活発な議論が行われております。また、取締役6名のうち2名を社外取締役とすることで、経営に多様な視点を取り入れるとともに、取締役の相互監視機能を強化しております。

監査役は専門的な見地から取締役の職務執行に対する監査を厳正に行っております。さらに、監査役3名のうち過半数を超える2名を社外監査役とすることで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っています。

以上により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、招集通知を法令の定めよりも早い時期に発送するよう努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	株主との建設的な対話の充実を図り、より多くの株主が株主総会に出席できるよう、総会集中日を避けた開催に加え、適切な会場の選択など、総合的な対応に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現在は実施しておりませんが、今後状況に応じて検討する予定です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在は実施しておりませんが、今後状況に応じて検討する予定です。
招集通知(要約)の英文での提供	現在は実施しておりませんが、外国人株主の構成割合を勘案しながら、今後検討する

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて公表いたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	説明会の開催を検討してまいります。	未定
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けの説明会を半期に一度実施する予定としております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会の開催予定はありませんが、適宜検討してまいります。	未定
IR 資料をホームページ掲載	決算関連書類、適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、株主総会関連資料、決算説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況等をホームページに記載してまいります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部が IR を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現在は実施しておりませんが、今後整備する予定です。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	現在は実施しておりませんが、今後検討する予定です。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	現在は実施しておりませんが、今後整備する予定です。

## IV. 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するため、内部統制システムの基本方針を以下のとおり決議しております。

## A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、会社の「ミッション」「社是」「行動指針」を定め、これらを企業活動の前提とすることを当社グループの役職員に徹底します。
- (b) コンプライアンスに関しては、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスを一体として推進することにより、公正・透明かつ健全な経営を実現することを基本方針とする「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループの重要なリスク及びコンプライアンスに関する重要方針・施策・体制等を審議・決定する組織として、当社の社長を委員長とし、当社の常勤取締役及び当社グループ子会社の社長を委員とする「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置します。また、リスク管理・コンプライアンス委員会の下にリスク管理・コンプライアンス運営委員会を置き、同委員会の活動の実効性を確保します。当社グループの各部門長をリスク管理及びコンプライアンス推進責任者とし、各部門におけるリスク管理及びコンプライアンスを推進する体制を整備します。さらに、リスク管理及びコンプライアンスの主管部署は、役職員に対し社内教育・研修・訓練等を実施します。
- (c) 当社グループの役職員の不正・法令違反行為等を未然に防止し、また、不正行為等の早期発見と是正することにより当社グループの社会的信頼を確保するため「グループ内部通報管理規程」を制定します。同規程に基づき、当社グループの役職員がコンプライアンスに関し直接通報できる「通報窓口」を当社及び外部に設置し、当社グループの内部通報制度を整備します。また、同規程では、「通報窓口」への通報者又は調査に協力した者に対し、通報又は調査協力をしたことを理由として、会社が不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、当社グループの役職員に対し内部通報制度を周知徹底します。
- (d) 財務報告の適正性を確保するために、金融商品取引法その他関係法令に従い、適正な会計処理及び財務報告を確保する内部統制の整備及び評価に取組みます。当社及び評価の対象となる当社グループ子会社の社内体制の整備並びに業務の文書化・評価・改善等は、関係各部門が効率的且つ効果的に取組みます。また、財務状況に影響を及ぼす重要事項は、取締役会の決議事項又は報告事項とし、財務報告に係る内部統制を適切に整備します。
- (e) 当社は、「内部監査規程」を制定し、同規程に基づき、社長直轄で独立した組織の内部監査室が社長の指揮命令により当社及び当社グループ子会社の内部監査を実施します。内部監査室は、当該監査結果を社長に報告するとともに、改善が必要と認めた事項については被監査部門の部門長に改善計画の策定を指示します。被監査部門の部門長は、改善計画を策定し、内部監査室は改善状況についてフォローアップし改善状況を社長に報告します。



## B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 当社は、「文書管理規程」を制定し、取締役会、経営会議、グループ経営会議等の重要会議の議事録、稟議書及び契約書等の取締役の職務の執行に係る重要な文書等（電磁的媒体等の記録含む）を法令及び重要性等に即し、適切に保存し管理します。当社の取締役及び監査役から文書等の閲覧請求があった場合は、遅滞なく閲覧できる体制を整備します。
- (b) 情報システムを利用した情報資産に関する「情報システム管理基本規程」を制定し、経営情報等の情報資産を適切に管理します。また、「情報セキュリティポリシー」を制定し、リスク管理・コンプライアンス委員会の一部として、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、改善点の検討、並びに教育・啓発活動等を行なう情報セキュリティ委員会を設置するなど、取締役の職務の執行に係る重要な情報資産の適切な管理体制を整備します。

## C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループの企業活動における重要なリスクを把握・評価し、リスク対応策についてリスク管理・コンプライアンス委員会で判断するとともに、対応状況を継続的にモニタリングし、事業の発展・拡大を継続的に推進する体制を整備します。
- (b) 当社グループの情報システムに関する企画、開発、運用、安全管理等の方針及び手続き、また有効性及び効率性、準拠性、信頼性、可用性、機密性を確保することを目的とした「情報システム管理基本規程」を制定し、さらに情報システムの安全性を確保する「情報セキュリティポリシー」を定め情報セキュリティの管理体制の整備を徹底します。

## D. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (a) 当社の取締役会は、原則として毎月1回定期に開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、当社グループの経営の基本方針及び業務執行に係る重要事項を決定し、当社の取締役の業務執行を監督するとともに、月次の業績等の状況を報告することにより効率的な業務執行を確保します。
- (b) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「取締役会規程」のほか「業務分掌規程」又は「職務権限規程」にそれぞれの職務及び権限者を定めます。
- (c) 当社は、経営会議を原則として毎月1回定期に開催し、当社の業況並びに当社の取締役会付議に関する事項等を審議することにより効率的な業務執行を遂行します。
- (d) 当社は、グループ経営会議を原則として毎月1回定期に開催し、当社グループ子会社の社長より各会社の月次の業績等を報告し、事業計画の進捗状況の情報を共有することにより効率的な業務執行を遂行します。
- (e) 当社の取締役会は、当社グループの取締役及び使用人が共有する当社グループ全体の目標として事業計画及び中期経営計画を策定します。



## E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社は「子会社管理規程」を制定し、当社グループ子会社と相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行するため、子会社の業務執行において当社の取締役会又は社長が承認する決議事項及び報告事項を定め、当社取締役会又は社長が決議、協議する体制を整備します。また、当社の取締役を当社グループ子会社の取締役又は監査役に選任し、当社グループ子会社における業務及び財産の状況を把握し、必要に応じ改善等を指導します。
- (b) 当社の監査役又は監査役会は、会計監査人及び内部監査室と連携し、当社グループの連結経営に対応した調査・監査を行います。
- (c) 「リスク管理・コンプライアンス規程」を当社グループ子会社にも適用し、同規程に基づき、当社グループ子会社の社長がリスク管理・コンプライアンス委員会の委員となり、当社グループ子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに子会社の損失の危険の管理に関する体制を整備します。

## F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の体制

- (a) 当社は、監査役職務を補助すべき使用人を置いておりませんが、必要に応じて当該使用人を置くこととし、当該使用人の人事及び変更については、監査役の同意を得るものとします。
- (b) 監査役が監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に、監査役職務を補助する使用人に対する指揮命令権は監査役に帰属し、当該使用人は監査役の指揮命令を受け、取締役その他の者から指揮命令を受けないものとします。

## G. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 常勤監査役は、経営会議、グループ経営会議、リスク管理・コンプライアンス委員会等重要会議に出席し、取締役又は使用人から報告を受けるとともに、監査のための必要な情報を取得します。
- (b) 当社グループ子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告します。
- (c) 当社グループの役職員を適用範囲とする「グループ内部通報管理規程」を制定し、同規程に基づき整備される当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループに著しい損害を与える情報を確認した際には、当社の監査役に状況を報告します。さらに、当該担当部署は、リスク管理・コンプライアンス委員会に、当社グループの内部通報の状況を報告するとともに、監査役に報告します。

## H. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、会社が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、当社グループの役職員に対し周知徹底します。

I. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他費用又は債務の処理に係る方針に関する事項の体制

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

J. その他監査役職務の執行が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (a) 社長又は内部監査室は、常勤監査役と定期的又は必要に応じ意見交換を行います。
- (b) 会計監査人又は取締役もしくはその他の使用人から報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告します。
- (c) 監査役会は、必要に応じて外部の専門家から監査に関して助言を受けることができるものとします。
- (d) 監査役は、当社グループの業務の執行状況及び財務情報に係る重要書類（電磁的媒体等の記録含む）を適時に閲覧できます。

K. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社の「社是」である「正々堂々」に基づき、「反社会的勢力対応規程」を制定し、当社グループの社会的責任として毅然と対応し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。また、同規程により、平素より取引の際に調査し、また関係行政機関、法律の専門家と連携し、反社会的勢力に対応する体制を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、企業の社会的責任を強く自覚し、経営陣から従業員まで、公明正大にして正々堂々と、責任感を持って業務を取り組めるように、コンプライアンス意識を徹底しております。コンプライアンスの方針の一つとして「ガラス張りの経営を推進するとともに、消費者や取引先の声を聴き、社会とのオープンなコミュニケーションを通じて、社会との共生を深めます」があり、社会との共生にあたっては、企業の社会的責任である反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断を行うために、「反社会的勢力対応規程」を定めております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

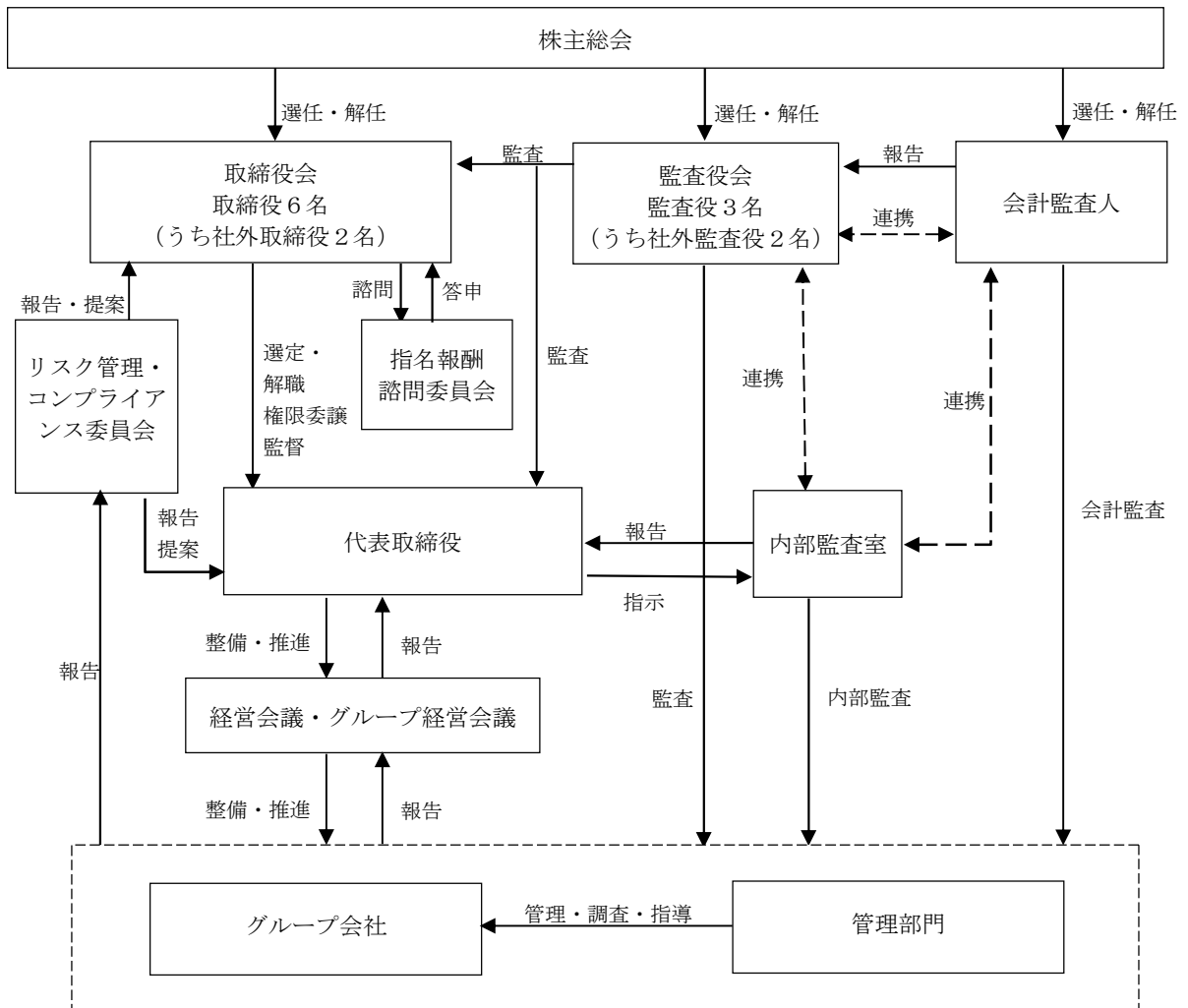
該当項目に関する補足説明

—
---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

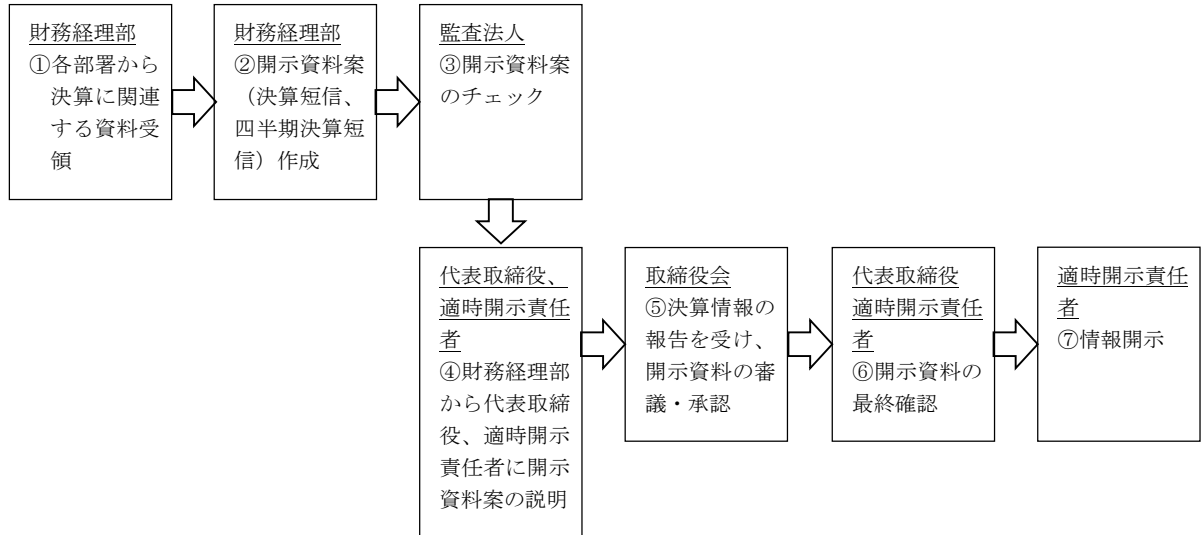
—
---

【模式図(参考資料)】

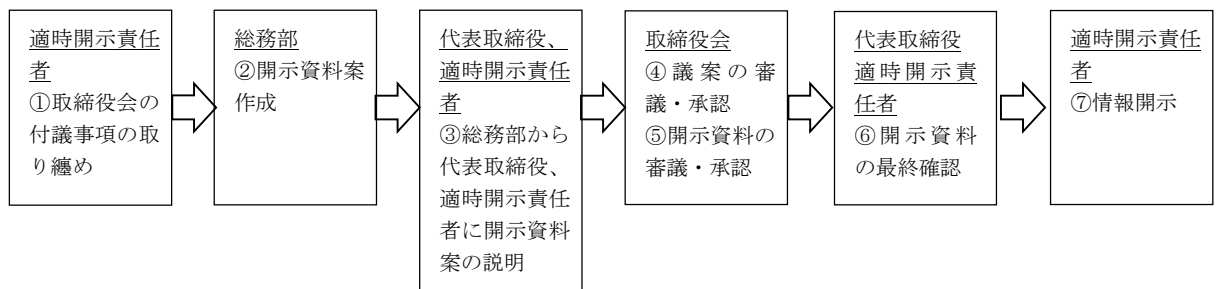


【適時開示体制の概要（模式図）】

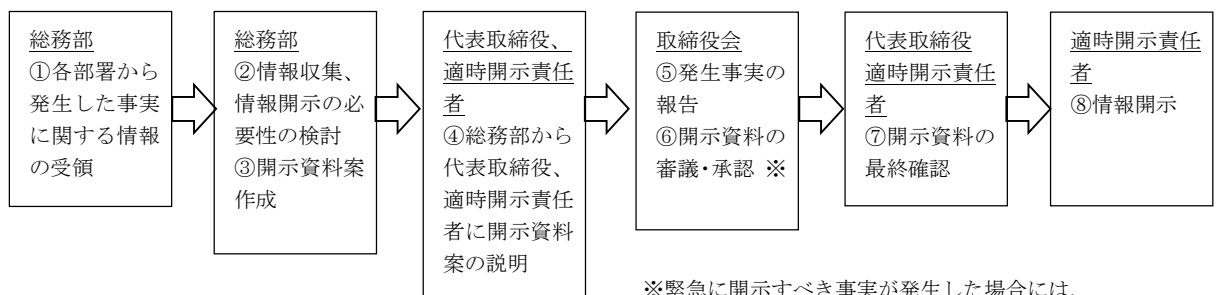
（決算情報）



（決定事実）



（発生事実）



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付

以上